
鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画

たたき台

令和4年 月

鳥取市

～ 目 次 ～

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | 重層的支援体制整備事業の実施 ----- | 1 |
| 2 | 鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の策定 ----- | 1 |
| 3 | 重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制----- | 2 |

1 重層的支援体制整備事業の実施

包括的支援体制に関する様々な施策を展開するため、本市は、社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業を実施します。

2 鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の策定

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5第1項において、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（重層的支援体制整備事業実施計画）の策定に努めることとされています。

本計画は、同項の規定に基づき、本市の重層的支援体制整備事業実施計画（鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画）を定めるものです。

3 重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制

(記載イメージ)

| 区分 | 事業区分 | 実施する事業 | 実施体制 | |
|------|---------|--|--|----|
| 相談支援 | 包括的相談支援 | 地域包括支援センターの運営 (社会福祉法第106条の4第2項第1号イ) | <p>【設置形態】 基本型</p> <p>【主な対象分野】 65歳以上の高齢者等</p> <p>【運営形態及び設置か所数】 直営 基幹型センター 1か所 委託 地域密着型センター 10か所</p> <p>【対象圏域】 市内全域</p> <p>【支援機関】 鳥取北地域包括支援センター 鳥取西地域包括支援センター 鳥取南地域包括支援センター 鳥取桜ヶ丘地域包括支援センター 鳥取東地域包括支援センター 鳥取高草地域包括支援センター 鳥取湖東地域包括支援センター 鳥取市東部地域包括支援センター 鳥取市南部地域包括支援センター 鳥取市西部地域包括支援センター</p> <p>【業務の内容】 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント</p> <p>【所管課】 長寿社会課</p> | 既存 |